

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第924号)

平成23年2月14日

横 情 審 答 申 第 924 号

平 成 23 年 2 月 14 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
ご質問について（答申）

平成22年9月17日市市情第607号による次の質問について、別紙のとおり答申します。

「行政文書写等実費の還付金支払い事務について 1. 上記支払事務の取扱方法について、処理方法等が記載されている要領。 2. 還付金支払いにあたり、口座振込以外、支払いが出来ないことが明示されている行政文書。」の非開示決定に対する異議申立てについての質問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「行政文書写等実費の還付金支払い事務について 1. 上記支払事務の取扱方法について、処理方法等が記載されている要領。 2. 還付金支払いにあたり、口座振込以外、支払いが出来ないことが明示されている行政文書。」を非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「行政文書写等実費の還付金支払い事務について 1. 上記支払事務の取扱方法について、処理方法等が記載されている要領。 2. 還付金支払いにあたり、口座振込以外、支払いが出来ないことが明示されている行政文書。」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年3月18日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月横浜市規則第57号。以下「金銭会計規則」という。）第1条は、同規則の趣旨として「予算及び決算並びに金銭・・・及び有価証券・・・の出納保管その他の会計事務に関しては、別に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。」と規定し、本市における金銭会計事務の原則を定めている。
- (2) 一方、条例第18条第2項は、「・・・写しの交付を受けるものは、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。」と定め、この規定を受けて、横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則（平成12年6月横浜市規則第117号。以下「条例施行規則」という。）第14条第3項では、条例第18条第2項に規定する写しの作成及び送付に要する費用（以下「写し等実費」という。）は写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない旨定めている。これ以外に写し等実費につき定められた法令、条例、要領等はな

い。したがって写し等実費の納付について過誤納が発生した際は、金銭会計規則に基づきその戻出事務を執り行うこととなる。

- (3) 具体的な戻出事務の執行について、金銭会計規則第50条は、「歳入の戻出に関しては、支出の手続の例によりこれを当該収入した科目から払いもどし・・・しなければならない。」と定めている。同規則第113条は、「歳入の戻出については、戻出命令書（第44号様式の1及び2）の発行手続をもって、支出命令書の発行手続に代えるものとする。」とし、債権者への支出について定めている。

以上により、本件申立文書は、作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 「当該事務は金銭会計規則に基づいて行っており」とのことであるので、金銭会計規則のなかで、行政文書写等実費の還付金支払事務の取扱方法について記載されている部分及び還付金支払いにあたり、口座振込以外、支払いが出来ないことが記載されている部分について開示するよう求める。
- (3) 横浜市から還付される固定資産税の還付金・補填金、高額療養費の支払い等については「現金」で支給されているのに、本件のみ「現金支給が出来ない」との理由が不明である。
- (4) 某部署よりは、本件と同様な行政文書等実費の還付金支払いについて、「現金」で支給をうけている。同じ横浜市のなかで、取扱方法が相違するはずがない。
- (5) 銀行口座は個人情報であり、過去に「横浜市に提出した同情報が紛失した際の対応」を考えると「口座情報」は提示したくない。「口座情報を教えない者」、「金融機関に口座を開設していない者」については「還付しない」というのが横浜市の考え方であるのか。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

金銭会計規則第1条では、「予算及び決算並びに金銭・・・及び有価証券・・・の出納保管その他の会計事務に関しては、別に定めがあるものを除くほか、この規

則の定めるところによる。」と規定しており、横浜市における会計事務の原則について定めている。本件申立文書は、本件開示請求書の記載から、写し等実費の納付について過誤納金が発生した際に、金銭会計規則とは別に当該過誤納金の返還手続についての処理方法、支払方法等を定めた、条例第2条第2項に規定する行政文書と解される。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、条例第18条第2項及び条例施行規則第14条第3項以外に写し等実費について定めた法令等はないことから、写し等実費について過誤納金が発生した際は、金銭会計規則に基づきその戻出事務を執り行うこととしており、本件申立文書は存在しないと主張している。

イ 金銭会計規則で横浜市における会計事務の原則を定めているのは上記(1)のとおりであるが、当審査会において同規則を見分したところ、実施機関で取り扱う金銭について過誤納金が発生した場合の払いもどしの方法や手続について具体的に定められていることを確認した。

ウ また、条例第18条第2項及び条例施行規則第14条以外に写し等実費について定めた法令、条例、要領等は存在せず、その他本件申立文書の存在を推認させる事情は見受けられなかった。

エ よって、写し等実費の還付金支払事務は、金銭会計規則により執り行っているため、本件申立文書は存在しないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

オ なお、申立人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 平成22年9月7日 | ・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理 |
| 平成22年9月28日 (第177回第二部会) 平成22年9月30日 (第172回第一部会) 平成22年10月1日 (第108回第三部会) | ・諮問の報告 |
| 平成22年10月19日 | ・異議申立人から意見書を受理 |
| 平成22年12月10日 (第182回第二部会) | ・審議 |
| 平成23年1月14日 (第183回第二部会) | ・審議 |
| 平成23年1月28日 (第184回第二部会) | ・審議 |